

21 世紀に吉田寮を活かす元寮生の会会則 (2017 年 10 月 21 日結成総会で承認済)

(名称)

第 1 条 この会は、21 世紀に吉田寮を活かす元寮生の会（以下「本会」と呼ぶ）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、京都大学吉田寮に関して幅広い年代の元寮生による情報交換・交流及び大学内外へのアピールなどを通じて、21 世紀に京都大学吉田寮を活かしていくことを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ① 幅広い世代の吉田寮元寮生間での情報交換・交流
- ② 21 世紀に吉田寮を活かすための京都大学内外へのアピール
- ③ その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第 4 条 この会は以下のような会員で構成する。

- (1) 正会員は、京都大学吉田寮の元寮生で、本会の目的に賛同して入会登録を行った者とする。
- (2) 賛助会員は、京都大学吉田寮に在寮中で、本会の活動を賛助するために入会登録を行った者とする。

(入会)

第 5 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会登録書を事務局あてに提出するものとする。

(退会)

第 6 条 正会員及び賛助会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

(会費)

第 7 条 正会員は、入会時に会費 1000 円を納入しなければならない。会費入会時に 1 回のみ支払うこととする。賛助会員は会費無料とする。

(活動協力費・寄付金の受け入れ)

第 8 条 本会は、正会員から任意の活動協力費（1 年間で 1000 円が目安）を呼びかけ、受け入れることができる。また、本会の主旨に賛同する個人及び法人より寄付金を受け入れることができる。活動協力費及び寄付金は、本会予算に繰入れ、本会の活動のために費消される。

(総会)

第 9 条 本会の総会は、正会員をもって構成し、1 年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
  - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
  - (3) 本会の解散
  - (4) 役員を選任及び解任
  - (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 3 総会は、代表理事が召集する。
  - 4 総会の議長は、代表理事が指名する。
  - 5 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席で成立し、議決は委任状を含め出席者の過半数の賛成を要する。なお、賛否同数のときは議長がこれを決定する。
  - 6 賛助会員は、総会に参加し発言ができるが、議決には参加できない。
  - 7 代表理事に事前に申し出て承認された場合、会員以外の者もオブザーバーとして総会に参加し、発言ができるが議決には参加できない。

#### (役員)

第10条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- 代表理事 1名
- 副代表理事 1～3名
- 理事 若干名
- 事務局長 1名

#### (役員職務)

第11条 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会務に従事する。
- 4 事務局長は、事務全般を遂行する。

#### (役員任期)

第12条 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で交代する後任の役員任期は、前役員残任期間とする。

#### (事務局)

第13条 本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局に次の役割を置く。

- 事務局長 1名
  - 事務局員 若干名
- 2 事務局は、東大阪市小若江3-4-1 近畿大学教職教育部富岡勝研究室内に置く。

#### (会計)

第14条 本会の経費は、活動協力費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

#### (その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 付則

- 1 本会則は、2017年10月21日より施行する。